



庁舎喫煙 対策に温度差

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行されてから、1日で7か月。学校や病院など公共性の高い場所は敷地内禁煙となつたが、多くの人が出入りする行政庁舎では喫煙場所を設ける自治体もあり、対策には温度差が見られる。

(高梨忍)

「臭いひどい」苦情も

■「なくすの難しい」

10月下旬、福岡市中央区の市役所本庁舎玄関近くの「喫煙場所」と記された一角にいたばかりを吸う人の姿があった。本庁舎には壁や柵で仕切られているが、出入り口に扉はない近寄るたゞはこ臭がする。改正健康増進法では、県庁や市役所、区役所、町村役場のような行政機關の庁舎は第一種施設に分類され、喫煙場所は玄関近くや屋上など、敷地内に5か所ある。市財産管理課の担当者は「来庁

者や職員に喫煙者がいる以上、「なくすの難しい」と訴明。だが、市民から「臭いがひどい」と苦情が寄せられるという。

厚生労働省は昨年2月、第一種施設は敷地内禁煙が原則で、特定屋外喫煙場所の設置を推奨する旨の「通知」を発表した。

医療関係者らでつくる一般社団法人「くまもと禁煙推進フォーラム」の副理事長で、呼気器内科医の高野義久さん

(56)は「庁舎や議会のような

施設を利用する人が通常立ち入らない場所であれば、たばこが吸える「特定屋外喫煙場所」を設けることができる。

福岡市役所本庁舎の場合、

「第一種施設」の本庁舎では、敷地内を完全禁煙にしているのは佐賀県、長崎市、熊本市の1県2市にとどまつた。7県7市は特定屋外喫煙場所を設置していた。

「第二種施設」の議会は敷地内完全禁煙としていたのは熊本市のみ。

2県5市の議会は屋内を完全禁煙と

する。6県3市の議会は屋内に喫煙専用室を設けており、福岡県の議会事務局は「議会運営委員会で話し合って決めた」と説明した。

喫煙所では、新型コロナウイルスの感染リスクもある。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、10月に感染リスクが高まる「5つの場

面」を公表した際、「マスクを外してたばこを吸う喫煙所」で「リスクが避けられない」と感じたら相当部署に改善を求めほしい」と呼びかける。

世界保健機関(WHO)は

「喫煙が重症化の危険性を高める」と注意を促しており、日本禁煙学会なども、感染対策として禁煙が重要との見解を示す。

「リスクが避けられない」と感

じたら相当部署に改善を求める

ため、行政が率先取り組んでいる」と説明する。

■設置推奨でない

一方、熊本市では昨年7月、市役所本庁舎や区役所だけで利用人数や時間を制限している。市役所本庁舎だけでも、市議会は飲食店や事業所などを「第一種施設」に認定。議会は「第二種施設」の議会は、同じく「第一種施設」の付近において、庁舎利用者らが

喫煙場所が屋内や出入り口付近において、庁舎利用者らが

付近において、庁舎利用者らが

付近において、

付近